

2026年10月から

対策義務化!! これではっちり

カスタマーハラスメント対策セミナー

参加費
無料

カスハラ対策は「企業の法的責任」へ

改正労働施策総合推進法の施行により、2026年10月からすべての企業にカスハラ防止のための「雇用管理上の措置」が義務付けられます。

もはや「お客様だからと我慢させる」ことは許されず、対応を怠ると安全配慮義務違反に問われるリスクも。

すべての事業主が直面する法制化の波に対応し、組織として従業員を守るための体制づくりが今、求められています。

9月30日 水

14:00-16:00

会場

弘前商工会議所2階大ホール
弘前市上鞆師町18-1

定員

30名

受講料

無料 (会員・非会員問わず)

※当所駐車場ご利用の場合、最初の1時間無料、以降1時間ごと200円がかかります。

お申し込み

QRのフォームまたはFAXでお申し込みください。

事業所名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

参加者名 _____

講師：社会保険労務士
川村 啓之 氏



青森県弘前高等学校卒業。その後東京大学文科Ⅰ類を中退後、地元の中堅食品小売業に入社。各部門を経験し、人事課長として人事業務全般を統括。その後、2005年に社会保険労務士試験に合格し、川村啓之社会保険労務士事務所を開業し現在に至ります。得意分野は、流通・飲食・サービス業・運輸・医療・介護業界の労務管理、企業の利益に貢献する就業規則の作成等の事業所のサポート。わかりやすい説明をすることに講評を得ている。

セミナー内容

1. ハラスメント問題と
会社が抱えるリスク
2. 令和8年10月1日改正法施行
に伴い新たに対応すべき内容
3. ハラスメントを防止するには



FAX：0172-35-1877

弘前商工会議所 経営二課 行

【主催】弘前商工会議所中小企業相談所